

大阪市大規模小売店舗立地審議会 会 議 録

日 時 平成19年9月7日（金）午後4時～午後5時12分

場 所 ヴィアーレ大阪 2階 パールルーム

出席者

（委 員）池田委員、石原委員、稲岡委員、内田委員、河井委員、小谷委員、
檜谷委員、向山委員、和久井委員

（事務局）経済局：田島商業立地担当課長

環境局：泉環境管理担当係長

大正区：森区民企画担当課長

開 会 午後4時

司会（田島課長） ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お暑い中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、本日の司会を務めます、商業立地担当課長の田島でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、本審議会の委員定数の確認ですが、本日、9名の委員の皆様全員が出席になっておりますので、審議会規則第7条第2項の規定によりまして、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日の審議案件は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件2件、夜間にかかる延刻案件3件、合計5件でございます。

配付資料の確認をお願いしたいと思います。

（配付資料確認）

司会 それでは、これより議事に入ります。石原会長、よろしくお願いいたします。

石原会長 議事に入らせていただきます。本日ご審議いただきますのは、事務局からご案内のありました5件であります。最初に、新設案件2件を個別に審議していただき、その後、夜間にかかる延刻案件3件をまとめてお諮りさせていただきたいと思います。

それでは、議題①「（仮称）IKEA鶴浜」に関する届出内容等につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 「（仮称）IKEA鶴浜」のご説明をさせていただきます。資料1の届出要約書もあわせてご参照をお願いいたします。

本件は、JR大正駅から南西4,000mのところに家具店を新設するものでございます。

設置者はIKEA Property, S. L. で、小売業を行う者はイケア・ジャパン株式会社でございます。

大規模小売店舗の新設予定日は平成20年7月14日、建物は地上1階から地上4階までとなっております。店舗は1階・2階、店舗面積は合計2万3,500㎡となっております。各階の面積につきましては、1階が1万6,700㎡、2階が6,800㎡で

ございます。

こちらが現況の工事中の写真でございます。ちょうど今、杭打ち作業をやっているところでございます。

施設の配置に関する事項でございますが、駐車場は建物3階、4階、屋上階に合計2,050台設置されております。指針の必要台数は1,421台となっておりますが、類似店舗でありますイケア船橋店の実績をもとに設置された台数となっております。

駐輪場は、建物1階に自転車480台、自動二輪車用55台、合計535台設けられているところでございます。

荷捌き施設は、店舗1階北側に1カ所496㎡と南側に1カ所481㎡が設けられ、廃棄物保管施設も、店舗1階南側に2カ所設けられておりまして、保管容量は合計77㎡でございます。

施設の運営方法に関する事項でございますが、小売店舗の営業時間は、午前9時から午後10時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前8時から午後11時までとなっております。

駐車場の自動車出入口は、建物北東側に出入口1カ所、北西側に出入口1カ所、南西側に入口専用が1カ所、南側に出口専用1カ所の合計4カ所が設けられており、いずれも左折イン、左折アウトとなっております。

荷捌きを行うことができる時間帯は、24時間となっております。

次に、添付書類の概要について申し上げます。資料1ページをご覧ください。

主として販売する物品は、家具等でございます。

次に、騒音関係でございますが、施設に設置される室外機等の稼働時間帯は、午前9時から午後10時までとなっており、発生騒音の予測・評価について、昼間及び夜間の等価騒音レベルについて、店舗東側住居等①から③の3地点に予測地点を設定し、また夜間の最大値につきましては、A-1、A-2の2地点におきまして予測しました結果、いずれも基準値を満たす結果となっております。

予測地点の現況写真をご覧くださいますが、①地点、②地点、③地点、A-1地点、A-2地点でございます。

廃棄物関係につきましては、4ページに記載のとおり、1日当たりの予測排出量に対して十分な保管容量を確保いたしております。

引き続き、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてでございます。

住民等説明会は、本年4月26日に開催され、3月30日から7月30日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

石原会長 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

稲岡委員 ここでの議論の対象になるかどうかかわからないのですが、平日と休日、土日と、来客数にもものすごく格差があると思います。そのことを踏まえた上でたぶん駐車スペースは大丈夫だと思いますが、逆に平日の駐車場の安全性というか、車と車ではなくて人間のほうの安全性の点が一番心配です。たぶん屋上とか景色のいいところは、若い人たちもデートスポットみたいにして行くのではないかと思います。若い人の中にもいろいろな人がいますし、もちろんお年寄りの中にもいろいろおられますけど、人気の無い駐車場にポツンと車が1台停まっている様な閑散とした状況の時に、防犯上の安全という点について非常に気になるのですが、そのあたりの対策はどういうふうになっているのでしょうか。

ここでおうかがいするのが適切かどうかわかりませんが、私が今、このIKEAさんのところで物理的ではないことで一番気になっているのはそのことです。よろしくをお願いします。

石原会長 もし何か状況がおわかりになるようでしたら、お願いします。

事務局 平日、休日を問わず、今、委員ご指摘のあったような懸念があるわけですが、設置者におかれましては、いずれの駐車場の出入口にしてもそうですし、安全を図るべく警備員等を配置されまして、その誘導に当たられると聞いております。委員のご意見は設置者のほうに伝えていきたいと考えております。

石原会長 休日と平日では大分来客の予想も違いますよね。当然、休日のほうがうんと多くなっていますが、先程、橋、道路の負荷の問題を見ていたのですが、

そちらのほうは普段の交通量が多くて、両方足すと交通量はそれほど大きな問題ではないのかなという感じだったのですが。

ということは、平日に駐車場が半分空いているのではないかという話ですよ。その時に、どこか一部、駐車場を閉鎖するということも含めて、3階から詰めて、いっぱいになったら4階へ上げるとか、そんなことも含めて考えてくれたらなと思います。

内田委員 大阪市内で犯罪がありましたからね。

稲岡委員 怖いですよ。

事務局 今いただきましたご意見につきまして、設置者に伝えてまいりたいと考えております。

内田委員 再度確認させていただきたい点があります。今日の資料の5ページに、「その他指針に基づく配慮事項等」ということで交通等がありますけれども、交通の第2項。ここは出島みたいなもので、橋が3本あって、それらでアクセスしてもらうことによってうまく交通処理しようということですが、ほぼ均等という予測のもとでやっていっても、大運橋交差点とかは休日の場合はちょっと厳しいところがある。

それから、適正な分担をするためにいろいろ誘導しますよということになっていますけれども、それが本当に担保されるのかどうか。どこかに偏るということになってくると、シビアな状況が日曜日は生じるであろう。

さらに、来店自動車が鶴浜地区の住宅地内の細街路を走行しないように配慮すると書いていますけれども、むしろ誘導を予定しているほうが細い道で、近くにある大正通のほうが誘導路ではないということになっています。大正通は、後ほど写真を見ていただこうと思いますけれども、入口は太くて途中で細い。来店時よりも帰られる時、日曜日夕方とかある程度集中しかねない時に、本当に注意できるのかということがちょっと心配です。その対策についてどういうことを考えられているかをおうかがいしたいと思います。

石原会長 おわかりになりますでしょうか。

内田委員 研究室に航空写真があったので、両面で印刷していますけど、大きな写真があるほうを見ていただいたらと思います。ちょっとこれを説明させていただきますか。

大きな航空写真があるほうを見ていただきますと、真ん中あたりに交差点と横断歩道が目立っているのが大正通です。三角公園が写真の真ん中あたりにありますけれども、三角公園の北の端のところからアプローチで千歳橋につながる。これはずっと大正通のはずですが、三角公園のところで事実上は切れていて、その部分の拡大写真が下にあります。三角公園のすぐ西側は、往復分離した2車線の歩道のある普通の道ですけれども、三角公園の南西の角のところ、ゼブラを引いて、わざと狭くしているんですね。そちらに交通が入らないようにという運用をしています。

ですから、このIKEAの計画においては、こちら側に車を入れるのではなくて、北の端のところを斜めに走っている道をずっと行って誘導するという計画になっています。来店時はそう走るかもしれないですけど、帰宅時に迷ったりすると、このへんをうろうろすることも生じかねないなあということが心配の原因です。あまり容量的には余裕のある道ではない。現状としては、運河を越えるためだけに使う橋という位置づけで、幹線経路としての運用にはなっていない。

裏の写真を見ていただきますと、ほかの2ルートについても写真があります。一番上が3ルートが全部入っている広域で、真ん中がなみはや大橋のアプローチ部分です。一番下が、大運橋から住吉とか住之江につながるルートです。いずれも、橋は決して使いやすくない。誘導的に余裕があるものではないので、どこか1ルートに負担がかかると、決して楽ではなかろうと。だから、適正に分けるとというのが非常に重要になってくるかと思うので、質問させていただきました。とにかく迷わないように、こっち側に来なさいというのがはっきりとわかるようにしないと。

石原会長 一応、そういうことかもしれないということで、40、30、30という分担にしているんですね。だから、そういうふうによく分かれてくれると、何とかなるということだと思います。

事務局 そうですね。当初計画では、なみはや大橋を30、千歳橋を30、大運橋を40%ということで見込んでおりますので、そのへんを計画に沿った形で実効あるものにしていただくということをくれぐれも設置者に要請していきたいと考えます。

石原会長 そうしか言いようがないね。

稲岡委員 事前にわかるような交通標識も、国道関係とからんできますよね。

事務局 今、関係局がご出席いただいていますので、そちらからご回答させていただきます。

環境局 環境局の環境影響業務を担当しております泉と申します。

資料6 ページの5番ですけれども、環境影響評価でも、今、先生からご指摘のあった交通ルートについてはかなり問題視されておまして、事後調査という形で交通量を事業者が調査をされて、その結果を我々のほうで審査して公表するという手続をとります。分散というのが非常に重要ですので、環境面でも事業者に万全を期するように伝えているところでございます。

小谷会長代理 退店ルートの地図とかチラシとかを配っていただくとか、何か工夫をしていただくということですね。これ、ちょっと複雑ですね。

内田委員 さらに、この交差点で曲がらないとだめよというのをかなり強く誘導しないと、紙でもらっても対応がつかないと思うんです。紙も必要だと思いますけれども、より大きな交差点で曲がるのではなくて狭いところで曲がれという、直感に反するような誘導路になっているので、かなり工夫がいると思います。

稲岡委員 そういう意味でも、事前に標識がないと。

石原会長 この点については、環境アセスのほうでも議論になったところと、今、承りました。立地審の直接の管轄の内なのか外なのかと言い始めると悩ましくはなるのですけれども、こちらでもそういう心配があったということをお伝えいただいて、今ご指摘いただいたように、狭いほうの道で曲がってしまえ、太いほうへ行くと後で大変だということのようですので、そこをうまく誘導できるように設置者にお伝えいただくことをお願いいたします。

稲岡委員 土地勘のない人が結構多いと思うんですよね。いわゆる昔から知っているという人ではなくて。

石原会長 もっと外からお客さんをドーンと呼びたいということですから。

内田委員 ナビで素直に誘導されると、ボトルネックのある太く見えてしまう大正通に入ってしまうので、全然想定したのと違う流れになってしまう。さらに、有料道路を避けるというナビの誘導ルールを使っていると、なみはや大橋も×になってしまうから、大運橋に結構負担がかかると思います。

石原会長 計算だけから言うと、大運橋は、うまく車が動いている限り、少し余裕があるようではございますけれども、それ以上集まってくると持たなくなるかもしれません。もともとが人工島で、運河を結ぶためにつくっていた橋を利用せざるを得ない。しかも、この業種ではたぶん車で来るだろうという案件ですので、車の問題、

道路と橋に負担がかかるというのは紛れもない事実です。

個々の問題がいいかどうかというのは怪しげなところもありますけれども、そんな冷たいことを言っても、大事なのは地域の生活環境のほうですので、その点、よくお伝えをいただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

特にございませんでしたら、今の問題、それと先ほどの駐車場の中での安全性の問題、これについて附帯意見を付けさせていただきたいと思います。その上で、立地法上ということになると意見は言いにくいところですので、立地法上は意見はないけれども、この2点について配慮せよという趣旨の附帯意見を付けさせていただきます。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、2番目の案件ですけれども、「ライフ此花伝法店」について、ご説明をお願いいたします。

事務局 「ライフ此花伝法店」以降の説明につきましては、映像資料はございませんので、お手元に配付させていただいております資料2から資料5の要約書のみでのご説明とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

「ライフ此花伝法店」の新設についてご説明いたします。資料2の届出要約書もあわせてご参照をお願いいたします。

本件は、此花区伝法5丁目93番1他で、現在、998㎡で営業をしている既存のスーパーでございます。このたび、店舗面積を1,249㎡に251㎡の増床をすることで、本年4月2日に届出があったものでございます。大店立地法上の新設店舗となるものでございます。

設置者は大阪鋼管産業株式会社で、小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションでございます。

大規模小売店舗の新設予定日は本年11月1日で、建物は2階建て、店舗は1階部分のみで1,249㎡となっております。

施設の配置に関する事項でございますが、駐車場は、店舗敷地内1階に25台及び店舗北側隔地駐車場に16台、合計41台設置されています。指針必要台数も41台となっており、資料2の付図3の平面図のとおりでございます。

駐輪場は、店舗1階南側に95台設けられております。

荷捌き施設は、店舗1階東側に90㎡設けられ、廃棄物保管施設も、店舗北側1階に2カ所設けられ、保管容量は10.5㎡でございます。

施設の運営方法に関する事項でございますが、小売店舗の営業時間は、午前9時から午前1時までで、来客の駐車場利用時間帯は、午前8時30分から午前1時30分までとなっております。

駐車場の自動車出入口は、北側に出入口1カ所、南側に出入口1カ所と隔地駐車場の南側に出入口1カ所が設けられており、いずれも左折イン、左折アウトとなっております。

荷捌きを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

次に、添付書類の概要について申し上げます。資料4・5ページをご覧ください。

主として販売する物品は、食料品、生活雑貨等でございます。

次に、騒音関係でございますが、施設に設置される室外機等の稼働時間帯は、午前9時から午前1時まで、冷凍室外機は24時間となっており、発生騒音の予測・評価について、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、店舗周囲4方向及び隔地駐車場3方向に予測地点を設定し予測した結果、すべてにおいて基準値を満たす結果となっております。

廃棄物関係につきましては、1日当たりの予測排出量3㎡に対して十分な保管容量10.5㎡を確保しております。

引き続き、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてでございます。

住民等説明会は、本年4月25日に開催され、4月13日から8月13日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、中でも深夜営業に際しましては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮する必要がある旨の意見の取りまとめを行っております。以上で説明を終わらせていただき

ます。

石原会長 何かご質問ございますでしょうか。

内田委員 交通処理の面で1点確認させていただきます。資料2の7ページの次にカラーの図面が付いておりますけれども、2枚目のほう、大縮尺の図でご覧いただきたいと思います。すぐそばに国道43号があって、そちらから車が入り出す。伝法4の交差点は、新伝法大橋がぐっと上がっていく高架構造になっていて、その下の平場の交差点ということで、結構変形交差点。そこで出入りするということから、場合によっては危険性があるのかなど。新設とは言いながら、実際今やっていて、床面積の増なので、そう劇的に車が増えるわけでもないでしょうから、現状でそれなりにうまく処理できているのであれば大丈夫かなあとは思いますが、そのあたりはわかりますでしょうか。

事務局 現状ですけれども、先日、現場に行って見てまいりましたが、滞留することなく流れておりますし、右折信号につきましても、5台処理できる形になっておりますし、特に増床後においても問題はないと考えられると思います。

内田委員 このあたりの住民の方々から、何か苦情が出たりとかいうのも聞いてはいないですか。

事務局 特に私どもへも、店舗のほうへも、住民の方々からの苦情等は届いていないようでございます。

石原会長 ほかにございませんでしょうか。

特にご意見がございませんでしたら、前にも申し上げたかと思えますし、今事務局からもございましたが、深夜にかかる店舗でございますので、特に深夜の問題については、当審議会としては常に十分な配慮をせよという附帯意見を付けておりますので、これにつきましても、その点の附帯意見は付けさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

それでは、以下、ライフの深夜にかかる延刻案件が3件ございますので、あわせてご説明をお願いしたいと思います。

事務局 「ライフ西大橋店」「ライフ靱店」「ライフ新森店」の延刻3案件につきまして、一括してご説明させていただきたいと思えます。届出要約書の資料3・4・5についてあわせてご参照をお願いいたします。

それでは、案件ごとの概要につきまして、簡潔にご説明申し上げます。

1番目の「ライフ西大橋店」は、地下鉄鶴見緑地線西大橋駅西へ約150mに位置していきまして、周辺の用途地域は商業地域でございます。建物は地上2階建てで、1・2階が店舗、店舗面積の合計は2,412.6㎡でございます。

今回、変更しようとする事項ですけれども、資料3の2ページにありますように、閉店時刻でありまして、変更前午後12時を午前1時に変更するものであり、それに合わせて駐車場の利用時間帯につきましても、変更前午前8時45分から午後12時15分までであったものを、午前8時45分から午前1時15分までに変更するということでございます。

その他施設概要等につきましては、資料3の2ページをご参照願いたいと思っております。

今回の変更の際に際しまして、その影響を考慮すべきものとしたしましては、騒音並びに廃棄物関係がございます。

騒音関係でございますが、資料3の3・4ページにありますように、発生騒音の予測・評価について、昼夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、それぞれ周囲4方向において予測をし、すべてにおいて環境基準値及び規制基準値を満たしております。

廃棄物関係につきましては、1日当たりの予測排出量5.8㎡に対しまして、十分な保管容量45㎡を確保しております。

また、本届出に関しまして大店立地法第7条に基づきます住民説明会、届出書の縦覧及び意見書についてですが、説明会につきましては本年2月5日に開催され、2月2日から6月4日までの4カ月間、届出書の縦覧及び住民等からの意見書の受付を行いましたけれども、意見書の提出はなかったところでございます。

次に、「ライフ鞆店」でございますが、地下鉄阿波座駅の北西約600mに位置しておりまして、周辺の用途地域は商業地域でございます。建物は地上2階建てで、1・2階が店舗、店舗面積の合計は2,200㎡でございます。

今回、変更しようとする事項ですけれども、資料4の2ページにありますように、閉店時刻であり、変更前午後12時を午前1時に変更するもので、それに合わせまして駐車場の利用時間帯につきましても、変更前午前7時から午後12時までであったものを、午前7時から午前1時までに変更するものでございます。また、荷捌

き施設において荷捌きを行うことができる時間帯につきましては、変更前午前5時から午後9時までであったものを、午前6時から午後9時までに変更するものでございます。

その他施設概要等につきましては、資料4の2ページをご参照願いたいと思います。

今回の変更に関しまして、その影響を考慮すべき事項といたしましては、騒音並びに廃棄物関係がでございます。

騒音関係でございますが、資料4の3及び4ページにありますように、発生騒音の予測・評価については、昼夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、それぞれ周囲4方向において予測し、すべてにおいて環境基準値及び規制基準値を満たしております。

廃棄物関係につきましては、1日当たりの予測排出量 6.3m³に対しまして、十分な保管容量14m³を確保しております。

また、本届出に関しまして大店立地法第7条に基づく住民説明会、届出書の縦覧及び意見書についてでございますが、説明会は本年2月6日に開催され、また2月2日から6月4日までの4カ月間、届出書の縦覧及び住民等からの意見書の受付を行いました。意見書の提出はなかったところでございます。

最後に、「ライフ新森店」でございます。

こちらにつきましては、京阪森小路駅の南東約 1,000mに位置しており、周辺の用途地域は、第一種住居地域及び準住居地域でございます。建物は地上5階建てで、1・2階が店舗、店舗面積の合計は 1,995m²でございます。

今回、変更しようとする事項は、資料5の2ページにありますように、閉店時刻でありまして、変更前午後10時を午前1時に変更するものでありまして、それに合わせて駐車場の利用時間帯につきましても、変更前午前9時から午後10時までを、午前8時45分から午前1時15分までに変更するものでございます。

その他施設概要等については、資料5の1ページ以降のご参照をお願いいたします。

今回の変更に関しまして、その影響を考慮すべき事項といたしましては、騒音並びに廃棄物関係がでございます。

騒音関係でございますが、資料5の3・4ページにありますように、発生騒音の

予測・評価については、昼夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、それぞれ周囲4方向において予測し、すべてにおいて規制基準値を満たしております。

また、廃棄物関係につきましては、1日当たりの予測排出量5.63m³に対しまして、十分な保管容量34m³を確保しております。

本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民説明会、届出書の縦覧及び意見書についてですが、説明会は本年4月12日に開催され、4月6日から8月6日までの4カ月間、届出書の縦覧及び住民等からの意見書の受付を行いました。意見書の提出はなかったところでございます。

なお、これら3店舗の届出につきましては、本市関係局で構成いたします「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や、騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、中でも深夜営業に際しましては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮する必要がある旨の意見の取りまとめを行っているところでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

石原会長 何かご質問はございませんでしょうか。

小谷会長代理 1点だけ、ちょっと細かな点で恐縮ですが、鞆店で駐車場の利用できる時間帯が、ほかのところは1時15分までですが、この店舗だけが1時になってるんですね。閉店時刻と駐車場が利用できる時間が同じになっているので、同じライフで、今後合わせたらいかがでしょうかということなんです。

石原会長 1個だけ見ているとわからないのですが、3つ並べて見るとおもしろいなと思うんですが、今のこと。それから、鞆店は、荷捌き時間を縮めているんですね。これ、大丈夫でしょうね。ほかのところは変更してないですけども。

事務局 扱っているコンサルタント会社が違うもので、統一性が図られてないものになってはいますが、でもこの範囲内でやっていただくものと理解しております。

石原会長 今の駐車場の終わる時間、こういう届出をされたのですから、たぶん1時には歩いているお客さんだけが出ていく。車のお客さんには、とにかく駐車場は1時に閉まりますということを徹底せよと言っておいてください。これは厭味でも何でもなくて、こういう届出が出た以上、そう言わざるを得ない。

事務局 伝えておきます。

石原会長 出た以上は言わないと。

稲岡委員 新森店、私も今日までに現場に行っておこうと思ったのですが、ちょっと行けなくてすみません。小学校との関係があるので、そのところが今まで問題がなかったのかどうか。それから、そういうことも含めた交通安全と騒音。相対的な点でちょっと気になっていて、自分で現場へ行けなかったのどうかをいきたいと思います。よろしくお願いします。

石原会長 おわかりになりますか。

河井委員 私もわからないのですが、小学校は夜間は関係ない。そういう心配を少ししたのですが、特に小学校の関連ではないのではないかなと。

稲岡委員 今までもなかった？

河井委員 2月7日にすでに延ばしてるんですね。

事務局 そうです。私も周辺環境を見に行かせていただいたのですが、小学校の通学路とか、駐車場の出入りとかも問題は起こってこないだろうと思っておりますし、また周辺は住宅街でありまして、民家も隣接してあったのですが、環境的にも問題はなかったと思っておりますので、そういう懸念はないと思います。

河井委員 10時から1時までの延長なので、かなり長時間の延長になりますので、騒音的には問題はないのかもしれませんが、人がたむろしたりすることのほうの影響が大きい。そのへん、よく注意していただくようお願いしたいと思います。

事務局 河井委員が先ほどおっしゃいましたように、本店舗につきましては、延刻というのは届け出ればすぐにでも実施できることになっておりまして、もうすでに実施をされております。特に住民さんからの意見等頂戴していないところでございますので、事務局としては問題ないと考えております。

池田委員 新森店についてだけ、4ページに「その他、指針に基づく配慮事項等」ということで、①から⑧まで、ごみを減らすなり廃棄抑制をするためのいろんな努力をしていますということが書かれています。これは冷蔵施設を持っていますということだと思うのですが、「オゾン洗浄水を設置し」ということを書いているんです。これは、ほかのライフでも同じレベルでちゃんと管理されているのかということをお聞きしたいと思います。あるところ、ないところ、あるのでしょうか。大阪

市ではこういうふうな指導をされているのでしょうか。

事務局 ほかのライフさんの配慮事項を見ましても、同様の取り組みをされているような形で記述がございます。

池田委員 もう1点、以前にお話しさせていただいたのですが、廃棄物の保管施設の容量と排出予測量をすべて書いていただいています。特に機械的な圧縮設備を持たない場合は面積が問題になってくるということで、そのへんをこれから記述していただくような方向でお願いできればということで、ご検討をお願いいたします。

事務局 今後、廃棄物の担当部局と協議しまして、その方向性で指導をさせていただきたいと思えます。

石原会長 これは推測ですけれども、3番・4番の案件と5番の案件とで、届出が2カ月あくんですよ。この間に、チェーンストア協会のほうでも、こういう問題についてガイドラインを設けて、公表し、会員に指導してるんです。要するに、地域貢献というか社会貢献、企業の責任に関することをちゃんとせよということを行っている。あるいは、これを届出書の中に全部書いてもらうことを求める自治体も増えてきていまして、そういう対応が始まっているということかもしれません。

ほかにございますでしょうか。

特にございませんでしたら、3件とも深夜に及ぶ案件でございますので、交通、騒音、あるいは犯罪、たまってわいわいという蟻集の問題等を含めて十分に配慮し、開店後に何か問題があった場合には、きちんと誠実に対応するように。従来から言ってきた趣旨ですが、その附帯意見を付ける。それから、先ほどの靴店については、駐車場を1時と届け出ているのだから、1時を守ってくださいということを念のために申し添えておいてください。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

以上をもちまして、市長から依頼を受けております案件についての審議は終わらせていただきます。なお、附帯意見の文案については、私と事務局にお任せいただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この間、軽微な案件という形で処理をさせていただいているものがありますので、それにつきまして事務局からご報告をお願いします。

事務局 軽微な延刻ということで取り扱いました件につきまして、ご報告させていただきます。

1件ですが、此花区にございます「ユニバーサル・シティウォーク大阪」。変更内容ですが、開店時刻を午前8時から午前7時に変更するという届出があったところでございます。軽微延刻等区分に注記しておりますけれども、Aの「変更内容が夜間の時間帯にかからない」ということで、こちらにつきましては軽微な延刻という取り扱いで処理をさせていただいておりますので、ご報告させていただきます。よろしくをお願いします。

石原会長 ほかに、委員の先生方から何かご発言ございますでしょうか。

稲岡委員 騒音の測定について、私、よくわからないので教えていただきたいのですが、相乗効果が上がってきますよね。そのへんの測定はなされているのでしょうか。

池田委員 私も同じ疑問を持っていました。

河井委員 相乗効果というのは、例えば道路騒音にさらにこれが加わったとか、そういうことですか。

稲岡委員 そうです。それで営業時間帯が延びてくると、夜間なんかだったら、相乗というよりも目立って聞こえてくるし。

河井委員 相乗効果と言っても、同じ騒音の場合は3 d Bだけ上がりますので、たぶんこのへんの数値だと大丈夫です。むしろ43号線の道路騒音のほうがかなり大きいと思います。ですから、ほとんど問題にならない。

稲岡委員 信号のところなんか、特に発進とか停車とかいろいろありますから。

河井委員 問題にならないと思います。

稲岡委員 私も都心に住んでいますから、結構鍛えられてはいるのですが、これ以上うるさくなったら嫌だなと思うので。

河井委員 騒音の場合、10 d B上がって、やっとなら2倍になったと感じます。3 d Bぐらいだったら感じない。

石原会長 むしろ夜中の静かな時に、何かポンという時のほうが。

稲岡委員 目立ちますよね。

河井委員 かえって人の話し声とかは、静かでも気になります。

稲岡委員 携帯電話をかけている人の声は結構聞こえますよね。

河井委員 騒音のレベルよりも、むしろ意味のある音というのが我々は気になることが多いです。それをかき消すために、むしろ騒音を出したりする。

石原会長 ほかにございませんか。

それでは、ほかにご意見がないようでございますので、本日の審議会はこれをもって終了させていただきます。どうもありがとうございました。

司会 会長、どうもありがとうございました。

これをもちまして、審議会のほうは終了させていただきたいと思います。

閉 会 午後5時12分